

○小田原市・足柄下地区資源化検討会設置要綱

(平成 21 年 6 月 1 日)

小田原市・足柄下地区資源化検討会設置要綱

(設置)

第 1 条 小田原市・足柄下地区（以下「当地区」という。）の広域ごみ処理に適した資源化方策について、市民等に広く意見を求めて調査検討を行い、その結果を小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会会長に報告するため、小田原市・足柄下地区資源化検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(調査検討事項)

第 2 条 検討会が調査検討を行う事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 当地区から排出される生ごみのリサイクルの方策に関すること。
- (2) 当地区から排出される剪定枝のリサイクルの方策に関すること。

(設置期間)

第 3 条 検討会の設置期間は、この要綱の施行日から平成 22 年 4 月 30 日までとする。

(組織)

第 4 条 検討会は、委員 13 人以内で組織する。

2 委員の構成は次のとおりとし、オブザーバーとして小田原市、箱根町、真鶴町及び湯河原町の環境所管課長が参加するものとする。

- (1) 自治会等の代表者 4 人
- (2) 事業者等の代表者 4 人
- (3) 公募委員 4 人
- (4) 学識経験者 1 人

(座長)

第 5 条 検討会に座長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 座長は、検討会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第 6 条 検討会の会議は、座長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 検討会の会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 検討会の会議は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。
- 4 検討会は、必要があると認めるときは、議事に関係のある者に出席を求め、その意見及び説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 検討会の庶務、並びに公募委員の募集及び決定に関する庶務は小田原市・足柄下地区ごみ処理広域化協議会事務局において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年6月1日から施行する。